

# 印旛利根川水防事務組合監査委員職務執行規程

平成19年3月30日

印利水告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、印旛利根川水防事務組合監査委員（以下「監査委員」という。）の職務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の協議)

第2条 監査委員は、相互の連絡調整のため必要がある場合には、協議を行うものとする。

(監査等の方針)

第3条 監査等は、次の各号に掲げる方針により行う。

- (1) 定例監査（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により行う監査をいう。）については、印旛利根川水防事務組合の財務に関する事務及び印旛利根川水防事務組合の経営に係る事業を対象として、予算の執行の適否、違法又は不当な収支の有無、契約の締結、現金若しくは有価証券又は物品の保管、財産の管理等事務執行の適否及び事業が合理的、かつ、効率的に管理されているか、法令に合致し、かつ、予算議決の趣旨に従ってなされているか等を主として監査する。
- (2) 決算審査（法第233条第2項の規定により行う審査をいう。）については、決算計数を確認するとともに、予算の執行及び財産の管理等の適否を中心とし、財政運営が適正、かつ、円滑に行われているかどうか審査する。
- (3) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定により行う検査をいう。）については、毎月の収入又は支出が適正、かつ、円滑に行われているかどうかを中心とし、現金の出納の状況を総括的に検査する。
- (4) 公金の収納等の監査（法第235条の2第2項の規定により行う監査をいう。）については、公金の収納又は支払いの事務が適正、かつ、確実に行われているかどうかを主として監査する。
- (5) 基金運用審査（法第241条第5項の規定により行う審査をいう。）

については、基金の運用が適正、かつ、効率的に行われているかどうかを主として審査する。

(6) 前各号以外の監査等の方針については、その都度監査委員が協議して定める。

(監査基準)

第4条 監査基準は、監査委員の協議により別に定める。

(監査計画)

第5条 監査等は、監査計画を作成し、その計画に基づいて実施するものとする。

2 監査計画は、これを年間計画と実施計画に分け、年間計画は年度開始前に、実施計画は監査実施前に作成するものとする。

(監査等の実施)

第6条 監査等は、実地監査を原則とする。ただし、これを省略することができる。

2 監査等の質疑応答事項の要旨は、記録しておかなければならない。

(監査講評)

第7条 監査等の講評は、実地監査の際に口頭で行うものとする。ただし、実地監査を省略した場合は、書面によるものとする。

(監査資料)

第8条 監査等を行うにあたっては、その対象となる事務事業の関係責任者からあらかじめ必要な資料を提出させ、事務事業の概況等について説明を求め、これを検討するものとする。ただし、緊急を要するとき、又はその必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(報告及び公表)

第9条 監査等を終了したときは、速やかに監査等の概要及び結果を記載した結果報告書を作成し、法令の定めるところにより報告又は通知し、公表を要するものは公表するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、監査委員の職務執行に関し必要な事項は、監査委員が協議のうえ別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。